



# 広報 ひ こ ね

2006  
12/1

▲おんひろま  
△御広間の礎石が残る天守前広場  
(「光の祝祭～彦根城ライトアップ～」期間中、天守は赤くライトアップされています。)

## 特集 報告します 彦根市の財政状況 平成17年度決算

8	税制改正シリーズ 第1回 <b>減る税と、増える税</b>	14	募集 彦根市都市計画 マスターplan(案)へご意見を
12	今年の受賞者をお知らせします <b>舟橋聖一顕彰文学賞</b>	15	国宝・彦根城築城400年祭 <b>協賛事業(支援事業)紹介</b> <b>主催事業展示品募集</b>
13	男女共同参画を推進する 事業者を表彰します	20	<b>彦根休日急病診療所の 診療時間を延長します！</b>



改築された人権・福祉交流会館 (WAつねす春日)

### 特別会計

会計名	歳入額	歳出額
国民健康保険事業	78億4,870万1千円	77億6,504万4千円
観光事業	2億9,743万5千円	2億5,894万3千円
住宅新築ならびに改修資金貸付事業	6,831万5千円	1億7,913万5千円
下水道事業	73億5,057万9千円	72億5,069万1千円
休日急病診療所事業	5,513万2千円	4,718万9千円
老人保健事業	77億8,309万4千円	78億7,005万1千円
農業集落排水事業	2億7,146万4千円	2億7,141万7千円
介護保険事業	44億3,467万3千円	44億3,451万8千円

### 企業会計

会計名	収入額	支出額
病院事業	88億4,388万4千円	99億80万4千円
水道事業	22億9,152万2千円	20億7,911万円

市税：皆さんがあなたが市に納めた税金

地方交付税：所得税など国が徴収した税金の中から、

市の財政状況に応じて国から交付されたお金

国庫支出金：特定の目的の財源として国から交付さ

れたお金（補助金など）

市債：大きな事業を行うために国などから借り入  
れたお金

《一般会計市債現在高 415億7,926万6千円》

県支出金：特定の目的の財源として県から交付され  
たお金（補助金など）

諸収入：ほかの収入科目に含まれない収入（預金利  
子など）

地方消費税交付金：県が徴収した地方消費税の一部  
から市へ交付されたお金

使用料及び手数料：市の施設の使用料や住民票をは  
じめとする証明書などの交付にかかる手数料

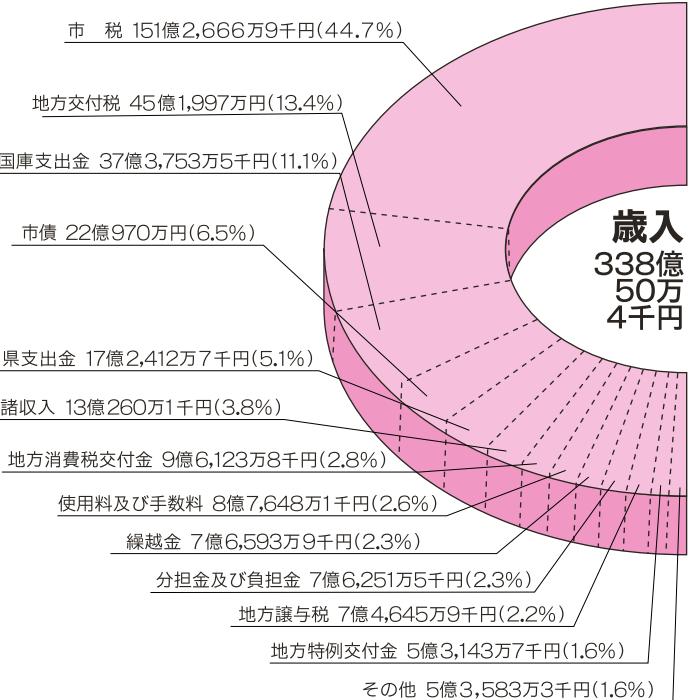
繰越金：前年度から繰り越されたお金

分担金及び負担金：市が行う事業によって特に利益  
を受ける人や団体が納めたお金

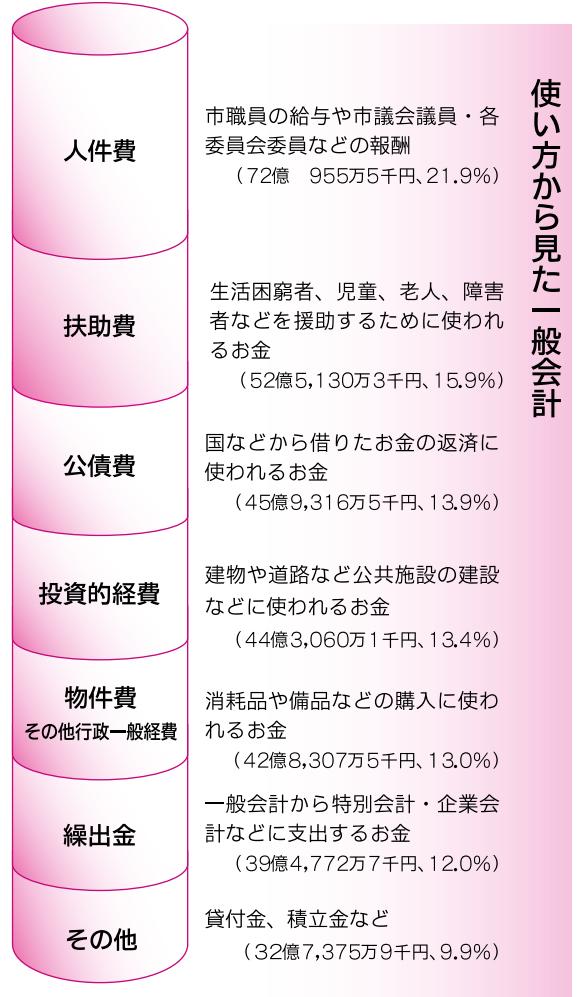
地方譲与税：国が徴収した税金のなかから、一定の  
基準に基づき譲与されたお金（自動車重量税  
など）

地方特例交付金：減税の影響を補うため国から交付  
されたお金

### 用語の説明（歳入）



### 使い方から見た一般会計



ひこね21世紀創造プラン  
市民がつくる  
安心と躍動のまち  
彦根

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好的な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はぐく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

## 平成17年度決算 特集

# 彦根市の財政状況 報告します

市では「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」を実現するため、さまざまな事業を行っています。その費用は、市民の皆さんのが税金をはじめ、さまざまなかたちで賄われています。昨年度、市はどのように収入を得たかに使うのでしょうか。平成17年度の決算がまとまりましたのでお知らせします。

平成17年度の一般会計の決算額は、歳入が338億50万4千円、歳出が329億8,918万5千円となり、前年度と比べて、歳入で11.3%の減額となりました。内訳については、下のグラフのとおり、また、特別会計・企業会計については3ページの表のとおりとなりました。

『平成17年度に取り組んだ主な事業』  
彦根市地域防災計画の全面見直しと、被災時における初期活動の中心となる自主防災組織の設置促進および育成支援人権啓発および住民交流の拠点として地域総合センター広野会館（人権・福祉交流会館に改称）の改築・次世代育成支援策としての園舎増築工事の実施、チヨータ

金城小学校留守家庭児童会室の整備や、夫婦とともに出産・育児に対する知識等を学ぶ「パパママ学級事業」の実施、市民の健康を増進するためのひこね元気計画21の推進

資源循環型社会の構築のため、環境基本計画や地域行動計画の啓発

普及・資源ごみの再資源化の推進

自立できる農業経営の確立を図るため、農業経営体の育成や市場での米の品質安定化事業の実施

商店街フレッシュショップ事業の実施や空き店舗活用等に対する助成

江戸道フジテック前駅の整備など消防ポンプ自動車の整備や消火栓の設置など消防水利の充実

都市基盤の整備

消防ポンプ自動車の整備や消火栓の設置など消防水利の充実

江戸道フジテック前駅の整備など

旭森小学校校舎整備の完了や城南小学校の校舎増築、金城幼稚園の園舎増築工事の実施、チヨータ

彦根駅東土地区画整理事業の推進、株式会社四番町スクワードによる核施設の整備に対する助成

消防ポンプ自動車の整備や消火栓の設置など消防水利の充実

江戸道フジテック前駅の整備など

旭森小学校校舎整備の完了や城南小学校の校舎増築、金城幼稚園の園舎増築工事の実施、チヨータ

彦根駅東土地区画整理事業の推進、株式会社四番町スクワードによる核施設の整備に対する助成</

「彦根市の資産（財産）は、現在どれくらいあるの？」、「市債の返済などの将来の負担は、どれくらいあるの？」、決算状況を公表するにあたり、市の財政に関する情報をできるだけわかりやすく市民の皆さんにお知らせするため、彦根市ではバランスシート（貸借対照表）を作成しておられます。また、正味資産は約20億円増加しました。

平成17年度の彦根市においては、市民一人当たりの行政サービスにかかるコストと呼ばれるもので、手当や各種団体への補助金なども、大きなものは、移転支出的なコストと呼ばれるもので、手当の支給や、各種団体への補助金のように、市からほかの主体に移転して効果が出る費用です。特に、高齢者や障害者への支援、保育所の運営などが含まれる民生費の移転支出的なコストは、市民一人当たりでは約7万円の支出となりました。



平成17年度の彦根市においては、市民一人当たりの行政サービスにかかるコストと呼ばれるもので、手当や各種団体への補助金なども、大きなものは、移転支出的なコストと呼ばれるもので、手当の支給や、各種団体への補助金のように、市からほかの主体に移転して効果が出る費用です。特に、高齢者や障害者への支援、保育所の運営などが含まれる民生費の移転支出的なコストは、市民一人当たりでは約7万円の支出となりました。

## 市民一人当たりでは

バランスシートは彦根市の資産や負債の状況を一覧にしたもので、一方、彦根市の業務には、住民票の交付や、高齢者や障害者への福祉サービスの給付など、資産を形成しないものもあります。これらの業務にかかる費用を明らかにする資料が行政コスト計算書です。行政コスト計算書は、民間企業における損益計算書にあたります。彦根市では国が示した基準に基づき、普通会計をベースにして行政コスト計算書を作成しています。これによつて彦根市と同じ規模の自治体との行政コストの比較がしやすくなります。

## 行政コスト計算書 ー市役所の仕事の値段ー

### 平成17年度 彦根市行政コスト計算書

人にかかるコスト (職員給与費や、 退職手当積立金など)	物にかかるコスト (事務経費や、建物の 維持管理費など)	移転支出的なコスト (高齢者や障害者を 支援する費用など)	その他のコスト (借入金の利子、 災害復旧の費用など)	項目合計
議会費 2億5,900万円 2,352円	2,000万円 186円	700万円 64円	2億8,600万円 2,602円	
総務費 19億1,100万円 17,343円	15億8,600万円 14,387円	2億9,800万円 2,704円	37億9,500万円 34,434円	
民生費 7億1,800万円 6,515円	5億7,800万円 5,244円	73億4,500万円 66,648円	86億4,100万円 78,407円	
衛生費 6億1,300万円 5,564円	14億5,600万円 13,210円	8億1,900万円 7,427円	28億8,800万円 26,201円	
労働費 1,900万円 170円	7,400万円 671円	3,200万円 285円	1億2,500万円 1,126円	
農林水産業費 2億1,100万円 1,913円	1億8,300万円 1,657円	5億600万円 4,591円	9億円 8,161円	
商工費 1億2,200万円 1,108円	8,900万円 804円	1億6,000万円 1,454円	500万円 49円	3億7,600万円 3,415円
土木費 6億500万円 5,492円	22億400万円 20,003円	23億3,500万円 21,190円	51億4,400万円 46,685円	
消防費 10億6,300万円 9,642円	2億2,100万円 2,003円	4,500万円 407円	13億2,900万円 12,052円	
教育費 15億6,000万円 14,151円	21億2,700万円 19,299円	2億7,100万円 2,461円	39億5,800万円 35,911円	
その他			10億3,400万円 9,383円	10億3,400万円 9,383円
合 計	70億8,100万円 64,250円	85億3,800万円 77,464円	118億1,800万円 107,231円	10億3,900万円 9,432円
				284億7,600万円 258,377円

※下段は市民一人当たりの行政コスト

## 実質公債費比率 ー新しい指標ー

平成17年度の決算から「実質公債費比率」という新しい指標が用いられます。

この指標は毎年度の収入のうちどれだけの割合

を借金の返済に充てているかを示す

もので、これまでの普通会計における返済だけではなく、下水道や病院

水道といった特別会計・企業会計で

の返済のための繰出しも含めた指標

です。

原因としては、他会計への繰出し、

特に下水道事業と病院事業への繰出

が大きく影響したものと考えられ

なりました。

平成18年8月末に県内の状況が公

表され、本市の数値は21・7%（3

か年平均）と県内で最も高い数値と

なりました。

今後はプログラムに基づく行財政改

革を着実に実行していく

ます。

公債費や繰出金の見直しについて

は、彦根市経営改革プログラムの中

でも取り組むべき項目としており、

しが大きく影響したものと考えられ

ます。

公債の活用については、世代間の

方法でありますですが、将来必ず返済

をしなければならないものです。借

入を少なくすることはもちろんです

が、将来の返済に備えて貯金を行つ

ています。

公平を図るという観点からは合理的

な方法であります。しかし、将来必ず返済

をしなければならないものです。借

入を少なくすることはもちろんです

が、将来の返済に備えて貯金を行つ

ています。

公平を図るという観点からは合理的

な方法であります。しかし、将来必ず返済

をしなければならないものです。借

入を少なくすることはもちろんです

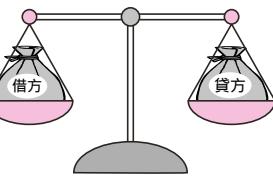
が、将来の返済に備えて貯金を行つ

ます。

バランスシートとは、年度末現在における資産と負債を対照して表示するストック（過去から今までに蓄積された財産）情報の一覧表です。左側に資産、右側にはその資産を整備するために調達した資金の情報が掲載されています。

彦根市では、国が示した作成マニュアルに基づき、普通会計をベースにしてバランスシートを作成しています。左の表は、平成17年度末の彦根市の状況で、市が所有している資産は約1,419億円、市が負っている負債（債務）は約487億円、正味資産は約932億円となつてい

ます。一方、負債は約16億円減少しました。また、正味資産は約20億円増加しました。



## 彦根市の バランスシート

借 方	貸 方
<b>資産の部（市が所有している資産）</b>	<b>負債の部（市が負っている債務）</b>
<b>1. 有形固定資産（市が建設した市民生活の基盤）</b>	<b>1. 固定負債（1年を超えて返済する額）</b>
(1)総務費（市庁舎など） 110億6,491万4千円	(1)地方債（建設事業などの借入金） 378億9,961万1千円
(2)民生費（保育園、老人ホームなど） 40億4,622万4千円	(2)債務負担行為（将来の支払い義務があるもの） 550万9千円
(3)衛生費（清掃センターなど） 52億8,050万3千円	{ ①物件の購入等 0円 ②債務保証又は損失補償 550万9千円
(4)労働費（団・勤労青少年ホームなど） 5億8,214万1千円	(3)退職給与引当金（職員の退職金相当額） 69億6,125万9千円
(5)農林水産業費（農道、林道など） 18億2,749万円	<b>固定負債合計</b> 448億6,637万9千円
(6)商工費（夢京橋あかり館など） 6億4,249万9千円	<b>2. 流動負債（1年内に返済する額）</b>
(7)土木費（道路、公園、公営住宅など） 639億 460万円	(1)翌年度償還予定額（地方債の翌年度償還予定額） 37億8,041万4千円
(8)消防費（指令施設、消防自動車など） 21億9,299万2千円	(2)翌年度繰上充用金 0円
(9)教育費（小中学校、図書館など） 331億1,331万8千円	<b>流動負債合計</b> 37億8,041万4千円
(10)その他の施設 2億1,457万2千円	
<b>有形固定資産合計</b> 1,228億6,925万3千円	<b>負債合計</b> 486億4,679万3千円
→うち土地= 479億1,879万6千円	
<b>2. 投資等</b>	
(1)投資及び出資金（財団や公社などへの出資金） 65億3,987万3千円	
(2)貸付金（勤労者住宅資金など） 15億5,789万円	
(3)基金 58億5,259万2千円	
{ ①特定目的基金（福祉保健医療基金、教育施設整備基金など） 46億8,864万9千円 ②土地開発基金 11億6,394万3千円	
<b>投資等合計</b> 139億5,035万5千円	
<b>3. 流動資産（現金、預金、債権）</b>	
(1)現金・預金 35億 314万2千円	
{ ①財政調整基金 18億4,780万8千円 ②減債基金 9億4,689万2千円 ③歳計現金 7億 844万2千円	
(2)未収金 15億3,915万9千円	
{ ①地方税 12億4,130万6千円 ②その他 2億9,785万3千円	
<b>流動資産合計</b> 50億4,230万1千円	
<b>資産合計</b> 1,418億6,190万9千円	<b>負債・正味資産合計</b> 1,418億6,190万9千円

《注1》対象とした会計は、平成17年度の普通会計です。彦根市の普通会計は、一般会計、住宅新築ならびに改修資金貸付事業特別会計、休日急病診療所事業特別会計の純計です。従って、下水道事業や介護保険事業などの特別会計や病院・水道事業の企業会計は含まれません。

《注2》基礎となる数値は、昭和44年度から平成17年度までの地方財政状況調査（決算統計）のデータを使用しました。

《注3》作成基準日は、平成18年3月31日（平成17年度末）とし、出納整理期間における出納は、基準日までに終了したものとして作成しました。



平成19年4月から

## 男女雇用機会均等法が変わります



職場で働く人が、性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重され、その能力をじゅうぶんに発揮できる雇用環境を整備することを目的とした「男女雇用機会均等法」が、一部改正されました。

改正された法律は平成19年4月1日から施行されます。なお、主な改正内容は次のとおりです。

### 1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- ▶男性に対する差別も禁止されます。
- ▶禁止される差別が追加・明確化されます。

配置における権限の付与・業務の配分、降格、雇用形態・職種の変更、退職勧奨、雇止めについて規定されます。

### ▶間接差別が禁止されます。

次の要件については、業務遂行上に必要など、合理性がある場合を除いて、間接差別として禁止されます。

- ①募集・採用における身長・体重・体力要件
- ②コース別雇用管理制度での、総合職の募集・採用における全国転勤要件
- ③昇進における転勤経験要件

### 2 妊娠・出産などを理由とする不利益扱いの禁止

▶妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、母性保護措置など、省令で定める理由による解雇や、その他の不利益な取り扱いも禁止されます。

▶妊娠中や、産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得や、その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります。

### 3 セクシュアルハラスメント対策

▶男性に対するセクシュアルハラスメントも対象となります。

### 4 男女雇用機会均等法の実効性の確保

▶セクシュアルハラスメント、および妊娠中の時差通勤などの母性健康管理措置について、調停および企業名が公表の対象に追加されます。

問い合わせ先 滋賀労働局雇用均等室 077-523-1190、FAX 077-527-3277

**事業所得などの人**

住民税が6月から増え、所得税は平成20年3月に減ります

事業所得などがある人については、所得税の税率は、平成19年分の所得から変更されます。このため、事業所得や不動産所得に対する所得税は、平成19年7月から変わります。一方、住民税については、給与や年金收入のある人と同じく、平成19年6月から変更されますのでご注意ください。

下の表は、税源移譲が行われる前と後の、所得税と住民税を4つのモデルを使って試算したもののです。表のとおり、所得税のかかるモデルでは所得税が減少し、住民税が増加していくことがわかります。なお、今回の説明のなかでは、平成18年と同19年の所得がほぼ同じ額であるとして計算しています。

X 22-1398番 税係課市民問い合わせ先

### 税源移譲前後の所得税と住民税の比較 (単位:円)

条件	所得税	住民税	合計
給与収入が300万円 独身者	税源移譲前 124,000	65,300	189,300
	税源移譲後 62,000	127,300	189,300
	差額 -62,000	62,000	0
給与収入が300万円 夫婦+子ども2人	税源移譲前 0	9,800	9,800
	税源移譲後 0	9,800	9,800
	差額 0	0	0
給与収入が700万円 独身者	税源移譲前 474,000	307,800	781,800
	税源移譲後 376,500	405,300	781,800
	差額 -97,500	97,500	0
給与収入が700万円 夫婦+子ども2人	税源移譲前 263,000	196,800	459,800
	税源移譲後 165,500	294,300	459,800
	差額 -97,500	97,500	0

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。  
※「夫婦+子ども2人」の場合は、子どものうち1人が特定扶養親族であるとして計算しています。

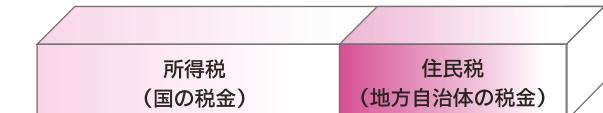
※平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響がありますが、この表では反映されていません。

### 用語説明

課税所得 所得から扶養控除や社会保険料控除などの初期控除を差し引いた残りの額  
累進課税制度 税負担額を計算する際に、課税所得が多いほど高い税率を用いて課税する制度。なお、一定の額を超えた部分の金額に対してのみ高い税率が適用される(超過累進課税)。

### 税源移譲による国と地方自治体の税金の割合の変化のイメージ

#### 税源移譲前(現在)の割合



#### 税源移譲後(平成19年1月～)の割合



※約3兆円が、国の税金から地方自治体の税金となり、地方自治体の財源となります。



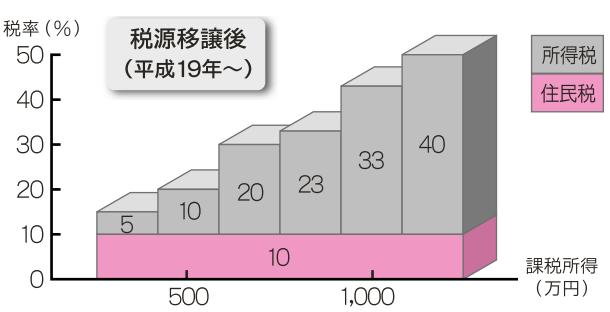
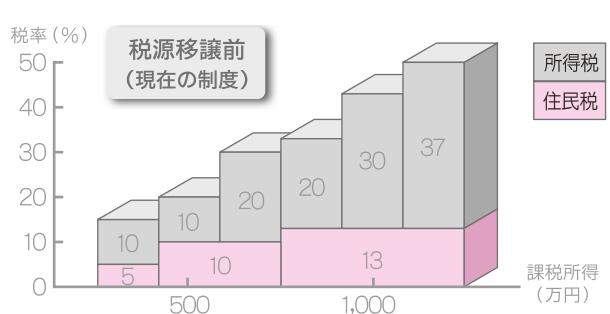
税源移譲はこんなこと  
地方分権を積極的に進めるため、国は補助金の削減、地方交付税の改革、税源の移譲といふ三位一体改革を進めています。その一環として、平成19年から、所得に対して課せられる税

金のうち約3兆円分が、税率を調整することによって、国の税率(所得税)から、地方の税金(住民税)へ移譲されます。これまで地方の自治体の財政は、国からの補助金や地方交付税などによって財源を補てんされており、自主性が高いとは必ずしも言えませんでした。しかし、三位一体改革によって、国などから使い道が限定される補助金などが減らされる代わりに、自治体が自由に使い道を決めることができる住民税が増えて、市町村などがそれぞれの地域に合った行政サービスを提供できるようになりました。

## あなたの所得税、住民税が変わります

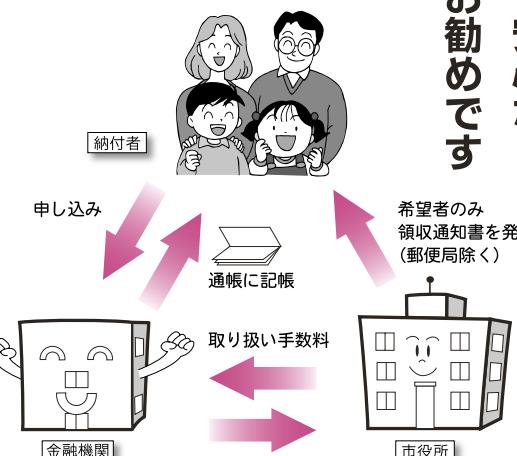


### 所得税と住民税の税率変更



# 市税などの納付には、便利で安心な 口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」、「ついに納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度申し込み手続きをされると、翌年以降も継続して自動振替されます。



\*口座振替なら、金融機関の取り扱い手数料が金融機関での窓口払いよりも安く、市から皆さんへの納付書の発送も不要。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。

## 申し込みの手続き

あなたの預貯金窓口のある取扱金融機関・郵便局の窓口で、彦根市市税等口座振替依頼書（用紙は、それぞれの業務担当課および窓口出納室（市役所1階）、市内の各金融機関・郵便局の窓口にあります。）に預貯金通帳と通帳使用印鑑を添えてお申し込みください。

## 取扱金融機関

次の金融機関、各本・支店（市外の店舗を含む。）で取り扱います。

滋賀銀行

滋賀中央信用金庫

近畿労働金庫	びわこ銀行
大垣共立銀行	京都銀行
滋賀県信用組合	滋賀県民信用組合
商工組合中央金庫	東びわこ農業協同組合
郵便局	郵便局

## 振替できる税目など

固定資産税	軽自動車税
市県民税（普通徴収）	国民健康保険料
介護保険料（普通徴収）	市営住宅家賃
上・下水道料金	上・下水道料金
し尿処理手数料	し尿処理手数料

## 納期と振替日

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として各納期月の最終日に振り替えます。

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略しています。領收については、預貯金通帳の記帳などにより振替済であることを確認してください。

また、軽自動車税の口座振替

## 領収の確認

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略しています。領收については、預貯金通帳の記帳などにより振替済であることを確認してください。

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として各納期月の最終日に振り替えます。

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略しています。領收については、預貯金通帳の記帳などにより振替済であることを確認してください。

また、軽自動車税の口座振替

## 市税等納期一覧

科 目	納 付 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①固 定 資 産 稅		1期		2期						3期		4期	
②軽 自 動 車 稅		全期											
③市 県 民 税			1期		2期		3期		4期				
④國 民 健 康 保 険 料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
⑤介 護 保 険 料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
⑥市 営 住 宅 家 賃													毎月納期（納付書は4月に発送）
⑦上・下水道使用料													隔月納期（納付書は隔月発送）
⑧保 育 料													
⑨放課後児童クラブ（留守家庭児童会）利用料													
⑩農村下水道使用料													偶数月納期（納付書は偶数月発送）
⑪保 育 料													毎月納期
⑫放課後児童クラブ（留守家庭児童会）利用料													

## 問い合わせ先

市税課 (1)(2)(3)

税務課 (1)(2)(3)

保険年

98番

FAX 22-13

61119番

61119番</p

## 今年の受賞者をお知らせします

# 舟橋聖一顕彰文学賞

舟橋聖一顕彰文学賞は、彦根市の名誉市民である作家・故舟橋聖一氏の功績をたたえるとともに、広く青少年の文学奨励をはじめとした教育・文化の振興を図るために設けられています。18~30歳の青年を対象とした第18回「青年文學賞」には全国から68編の応募が、また近畿各府県および滋賀県に隣接する各県の小・中・

高校生を対象とした第21回「文学奨励賞」には141編の応募がそれぞれありました。選考の結果、今回の受賞作品が次のように決定され、表彰式が11月26日(日)、市内のホテルで行われました。  
問い合わせ先 市立図書館 22-0649番、FAX 26-0300番

## 青年文学賞

### 細井さんの受賞の言葉

私の頭上には、いつも大きな太陽があります。植物が光を浴びて伸びていくように、私も表現者たちの刺激を浴びれば浴びるほど、内なる衝動から小説を書き続けました。

「飛んで火に入る夏の虫」、ちっぽけな自分のことをそう思つたこともありました。大きすぎる火に突き進むのは自滅行為だと、それでも書き続けてきたことで、今回の賞をいたぐことができました。この話を書くことができたのは、いつも私に光と熱と憧れとを与えて燃え続ける、あらゆる表現者たちのおかげだと思います。心から感謝します。

### 『黄色いヘビ』

小説



細井 麻奈美さん  
(千葉県松戸市)

### 佳作

### 『トマトの木』

小説



小川 真由子さん  
(北海道札幌市)

## =市内の小・中学生6人が入選=



小学生・第3席  
坂口 晴子さん



小学生・第2席  
麻野 修平さん



小学生・第1席  
廣部あすかさん



中学生・第3席  
北村 侃さん



中学生・第2席  
山田 星河さん



中学生・第1席  
岩田 彩佳さん

## 文学奨励賞

### 中学生の部

#### 小学生の部

##### 第一席

##### 『輝け！私の命』

##### ・私の誕生物語』作文

##### 廣部あすかさん(稲枝東小学校6年)

##### 『頑張ること』作文

##### 山田星河さん(西中学校3年)

##### 『恐怖と汗の三分間』作文

##### 坂口晴子さん(城西小学校4年)

#### 第一席

#### 『母へ』作文

#### 『頑張ること』作文

#### 山田彩佳さん(東中学校3年)

#### 『ぼくの一一番長い口』作文

#### 北村侃さん(中央中学校1年)

#### 第二席

#### 『母へ』作文

#### 『頑張ること』作文

#### 山田星河さん(西中学校3年)

#### 『恐怖と汗の三分間』作文

#### 坂口晴子さん(城西小学校4年)

#### 第三席

#### 『母へ』作文

#### 『頑張ること』作文

#### 山田星河さん(西中学校3年)

#### 『恐怖と汗の三分間』作文

#### 坂口晴子さん(城西小学校4年)

#### 該当なし

### 男女共同参画を推進する事業者を表彰します

彦根市では、県内の他市町に先がけて「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しています。この条例では、女性の能力活用や、仕事と家庭の両立支援など、男女が共同して参画できる環境づくりに積極的に取り組んでいます。また、優れた事業者を表彰することとしています。

## 消費生活相談窓口つうしん

第10回

### こんな相談あります!!

#### 「契約と解約」その3



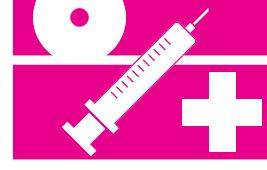
☎22-1411番内線173番

#### 相談事例

布団クリーニング業を名乗る若い男性が訪ねてきて、敷き布団の無料点検をしてくれた。その結果無料点検よりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他のリーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団から引っ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」と言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友達のように誕生日から新しい布団にするといい」とと言って、その日は帰った。男性は、誕生日に再びやって来たり、布団はひどい状態だと説明し、クレーニングよりも、8千円で布団を打ち直すことを勧められた。他の布団を引つ越してきたばかりで寂しかったところに、友







# 健康管理だより

## 健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870



ひこね元気計画21  
マスクットキャラクター  
“コンキーくん”

## 予防接種

### —BCG接種—

#### 対象

●接種当日満3か月以上満6か月未満児  
日程・対象

実施日	対象
平成19年 1月17日(火)	・平成18年9月27日～ 10月17日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で 未接種児
1月31日(火)	・平成18年10月18日～ 10月31日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で 未接種児

受付時間 13:10～14:10

場所 福祉保健センター

※結核予防法の改正により、平成17年4月より定期BCG予防接種は満6か月未満児が対象です。当日満3か月未満または満6か月以上になる月齢のお子さんは受けられません。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかつた人は、任意接種となり有料になりますのでご注意ください。

## 医療機関でのがん検診

「実施医療機関」については、「広報ひこね5月15日号」10ページをご覧ください。

### 一乳がん

#### 対象

市内に住民登録のある満40歳以上の女性  
マンモグラフィによる乳がん検診は2年に1回の受診となります。平成17年4月～同18年3月に市のマンモグラフィによる乳がん検診を受けた人は今年度は受診できません。

実施期間 平成19年3月10日(土)まで

(申込の受付は平成19年3月9日㈮まで)  
検診料 子宮けい部がん検診：1,600円、

子宮体部がん検診：1,100円(子宮体部がん検診のみの受診はできません。)

申込方法 検診料を持って、団健康管理課、市民課、支所・各出張所へお越しください。

## がん検診 次の人は検診料が無料になります

(ア) 老人保健法の医療受給者証または、高齢受給者証のある人(発効期日前のものは無効です。注意ください。)

(イ) 生活保護法による被保護世帯の人  
(ウ) 市民税非課税世帯の人



# 健康管理だより

## 65歳以上の人の 高齢者インフルエンザ予防接種

対象者 (1)彦根市に住民登録、または外国人登録のある接種当日満65歳以上の人  
(2)市から連絡がある人

(接種当日満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓または呼吸器の機能障害により、日常生活が極度に制限される程度の障害のある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人)

実施方法 医療機関によって予約が必要です。事前に必ず医療機関へお尋ねください。なお、接種を受けるためには本人の希望が必要です。

料金 4,000円(うち1,200円を医療機関窓口でお支払いください。)

接種回数 1回接種

実施場所 指定医療機関(広報ひこね10月1日号17ページ)をご覧いただくか、団健康管理課にお問い合わせください。

実施(申込受付)期間 12月28日(木)まで  
(実施日程を必ず事前にご確認ください。)

受けることができない人

- ①明らかに発熱のある人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことが明らかな人

④インフルエンザ予防接種後、2日以内に発熱があった人、および全身湿疹などのアレルギーを疑う症状があった人

⑤過去に免疫不全の診断を受けた人  
⑥その他、医師が不適当な状態と判断した人その他

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに約2週間程度かかり、効果は約5か月間続くといわれています。インフルエンザが流行する前まで受けておくことをおすすめします。

なお、施設に入所しているなど、やむを得ない事情により指定医療機関で接種が困難な場合は、事前に団健康管理課にお問い合わせください。

## インフルエンザを 予防するために

インフルエンザが流行する季節になりました。インフルエンザは、特に乳幼児や高齢者がかかると重症になる場合もあります。家族みんなが予防を心掛けましょう!!

- ・人ごみを避け、マスクを着用しましょう。
- ・十分な栄養と休養をとりましょう。

- 疲れていたり、睡眠不足だと抵抗力が弱まり、感染しやすくなります。

- ・帰宅したら「手洗い」と「うがい」を十分にしましょう。

手やのどに付着したウイルスを洗い流し、清潔を保つてウイルスをつきにくくする効果があります。

## 献血

### 一成分献血

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。

日時 1月10日(火) 9:00～11:40

場所 福祉保健センター

定員 6人(予約制。先着順)

#### 内容

●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺中の汚れ度をチェック

●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック

●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

## らくらく禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。

日時 1月10日(火) 9:00～11:40

場所 福祉保健センター

定員 6人(予約制。先着順)

#### 内容

●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺中の汚れ度をチェック

●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック

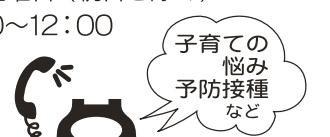
●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

## 子育てホットライン

26-0192

月～金曜日(祝日を除く)

9:00～12:00



## 一子宮がん

#### 対象

市内に住民登録のある満20歳以上の女性  
子宮がん健診は2年に1回の受診となります。平成17年4月～同18年3月に市の子宮がん検診を受けた人は今年度は受診できません。

実施期間 平成19年3月10日(土)まで

(申込の受付は平成19年3月9日㈮まで)  
検診料 子宮けい部がん検診：1,600円、

子宮体部がん検診：1,100円(子宮体部がん検診のみの受診はできません。)

申込方法 検診料を持って、団健康管理課、市民課、支所・各出張所へお越しください。

## ご注意下さい

### 一がん検診を受ける前に

・子宮がん検診は、月経中、月経の前後2～3日は避けてください。

・乳がん検診は、月経中、月経の前1週間に避けるほうが望ましいです。(触診でわかりにくいことがあります)

・乳がん検診は、ペースメーカーを入れている人、豊胸手術した人、妊娠・授乳中の人は、受けられません。

## 動く図書館 たちばな号

市立図書館 ☎22-0649  
巡回日程【12月後半】

FAX26-0300

日・曜日	駐車場	時間
15日(金)	清崎町浄宗寺 亀山ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
19日(火)	開出今菅原神社 藏の町団地中央 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
20日(水)	平田町大沢高岸B公園 西今町松原公園 西今町伊庭公園 若葉小学校東門	11:00 13:20 14:10 15:00
21日(木)	稲里町公民館 稲枝地区公民館 稲枝駅前	13:30 14:20 15:10
22日(金)	千鳥ヶ丘会館 岡町東光寺前 平田町明照寺前	13:15 14:00 14:50
26日(火)	大藪町農業倉庫 三條説教場 中數一丁目白山神社	13:20 14:10 15:00
27日(水)	新田町公民館 本庄町公民館	13:30 14:20 15:10
28日(木)	普光寺町(東ノ辻広場) 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場	11:00 13:10 14:00 14:50

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日	18日(月)、23日(木祝)、25日(月) 28日(木)～31日(日)
12月後半	

## 尿収集予定期

12月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134



18日(月)	鳥居本地区、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、亀山地区、稻部(稻部南)、金沢
19日(火)	鳥居本地区、東沼波、大堀、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、河瀬地区、彦富、稻部(稻部南)
20日(水)	鳥居本地区、古沢、松原(四ツ川を除く)、金田、上岡部、下岡部、高宮地区、河瀬地区、彦富
21日(木)	河瀬地区、高宮地区、彦富(笠田団地)、亀山地区
22日(金)	河瀬地区、高宮地区、亀山地区
23日(土)	河瀬地区、高宮地区
25日(月)	河瀬地区、高宮地区
26日(火)	河瀬地区、高宮地区
27日(水)	幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川)、野田山、正法寺、地蔵、原(原西団地)、西沼波(東部)、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目一部を含む)、三津
28日(木)	幸、芹、安清、外、里根、野田山、正法寺、地蔵、西今、平田(大沢)、三津、海瀬、開出今藏の町団地、八坂東団地
29日(金)	里根、外、戸賀、小泉、山之脇、三津、海瀬、開出今藏の町団地、八坂東団地、野瀬、西今
30日(土)	芹川、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、八坂北、開出今団地(第1・3部)、大藪(大藪団地を除く)、開出今、西今、三津屋

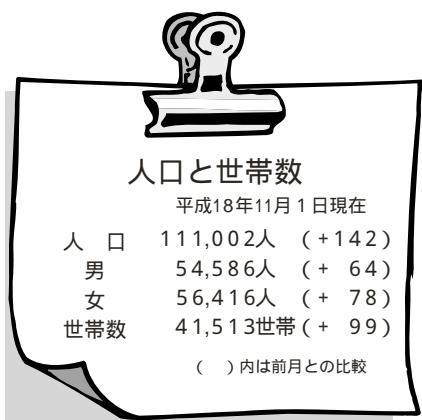
表紙写真企画

## —彦根城再発見— 400年目の出会い 第11回 彦根城の築城① —リサイクルの城—

慶長9年(1604)7月1日、佐和山城の西方約2kmにある彦根山において、新たな築城工事が槌音高く始まりました。彦根城の築城にはおよそ20年を要しました。前期工事では、鐘の丸や本丸などの城郭主要部が築かれました。幕府から6人の奉行が派遣され、近隣諸国の大名に助役が命ぜられるなど、天下普請の様相を見せていました。彦根城は、豊臣恩顧の大名が多い西国へのおさえの拠点と意識され、完成が急がれました。そのため、普請に必要な材木や石材は、周辺の古城・廃寺などから集められました。天守も、大津城の天守を移築したと伝えられています。今日風に言えば、彦根城はリサイクルの城だったのです。

慶長9年の末には早くも鐘の丸が完成し、直政の嫡子直継は、さっそく佐和山城から鐘の丸に移っています。そして慶長12年(1607)頃には天守が完成。その後、天守前に御広間が建立されると、直継は鐘の丸から御広間へ入って、ここを居館としました。御広間には台所や長局が付設されており、主だった家臣や侍女たちもここに詰めたようです。現在、御広間の建物は存在しませんが、天守前の地面をつぶさに観察すると、御広間の礎石を確認することができます。御広間は、後期工事で山裾に表御殿(彦根城博物館として復元)が建立されるまで、その機能を維持しました。

こうして彦根城の築城が急ピッチで進む中、慶長9年7月15日には、徳川秀忠が築城見舞いの使者を派遣しています。また、翌慶長10年9月20日には、家康が築城の様子を見分しています。重要な事業を任せられた、若き直継への配慮だったのでしょうか。こうした家康・秀忠親子の支援もあって、築城は順調に進み、数年後には城郭の主要部はほぼ完成を見るに至りました。



12月3日(日)～平成19年3月25日(日)

## 彦根休日急病診療所の診療時間を延長します！

冬から春先にかけて流行することが予想される、風邪、インフルエンザや、夕方の時間に起こりやすい高熱症状に備えて、彦根休日急病診療所では、彦根医師会と彦根薬剤師会の協力を得て、12月3日から、診療時間を2時間延長し、午後7時まで診療を行います。なお、この診療時間の延長は、平成19年3月までの予定です。

内科・小児科の病気で比較的軽い症状の場合は、まず、彦根休日急病診療所をご利用ください。

### 彦根休日急病診療所

診療日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

診療時間 10:00～19:00

受付は18:30までです。

診療科目 内科、小児科

問い合わせ先 彦根休日急病診

療所(平田町、団福祉保健センター)

内 ☎22-1119(月～金曜日)

は、団健康管理課 ☎24-0816、

FAX24-5870)

診療の際は必ず健康保険証類を持参してください。



互いに認め助け合う社会に

## 12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障害福祉にかかわる課題について、理解と認識をいっそう深めるための一週間です。

すべての人が快適に生活できる社会を実現するため、障害のこと、障害のあることについて考えてみませんか。



問い合わせ先 団障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767

け  
合  
う  
社  
会  
に